

随意契約理由書

発注案件名	亀戸労働基準監督署 (カメラプラザ) 建物賃貸借契約	要求部署名	総務部会計課
発注(契約)内 容	カメラプラザ事務室賃貸借契約		
発注(契約)案 件 の 要 求 理 由	亀戸労働基準監督署の事務室として、当該施設運営上必要なため		
契約金額	¥21,600,000	契約年月日	平成29年4月3日
契約業者名 及び住所	江東区(東京都江東区東陽四丁目11番28号)		
随意契約 の理由	カメラプラザの賃貸借契約にあたり、江東区が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥21,600,000	
見積書徴取状況	1社(業者指定)		
その他 特記事項			